

●肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書（定期検査）

＜対象者＞（以下すべての要件を満たす方）

- 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者
（治療後の経過観察を含む）
- 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- 住民税非課税世帯に属する者または世帯員の市民税・所得割の合計が235,000円未満の方（⑥確認）
- 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者
- 保健所や市町が行うフォローアップに同意した者
（申請・請求書（様式1-4）に記載あり）

＜共通の提出書類＞

①長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書（定期検査） [様式1-4]

②医療機関の領収証（[肝疾患専門医療機関](#)のみ対象）

[ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業について | 長崎県](#)

③診療明細書（②③は原則原本（コピー可））

④医師の診断書 [様式2]

診断書省略できる場合：

(a) 以前に定期検査費用の支払いを受けた場合

(b) 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において

医師の診断書を提出した場合

⑤世帯全員の住民票

⑥世帯全員分の住民税非課税証明書または市町村民税課税年額証明書

（中学生以下は不要）

（所得・課税証明書（島原市、南島原市）、市民税・県民税（課税・所得）証明書（雲仙市））

・特別徴収税額決定通知書（職場配布）でも代用可能（写し）

・高校生

※⑤～⑧省略できる場合：

生徒手帳の写し

(a) 同一年度に1回目の定期検査費用の支払いを受けた場合

(b) 同一年度に肝炎医療費助成制度に係る肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

在学証明書

《除外申請の該当者の必要書類》市民税・所得割の合計が235,000円以上の場合

除外申請が可能か確認

（除外条件）申請者及びその配偶者と、地方税制上及び医療保険上の扶養関係

にないこと。（配偶者は不可）

⑦長崎県肝炎ウイルス検査費助成申請・請求書（定期検査） [様式1-4]

の裏面記載 [様式1-5]

⑧保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、資格情報画面

（いずれかの写し：除外者分）